

# 仕 様 書

## 1 業務の概要

### (1) 業務の趣旨

本業務は、新型コロナウイルスワクチン個別接種を実施するにあたり、ワクチン等を各医療機関へ配送し、ワクチン接種を円滑に進めることを目的に行うものである。

なお、本業務は松阪市及び多気郡3町（明和町、多気町及び大台町）が協働して実施する。

### (2) 業務名

新型コロナウイルスワクチン配送業務

### (3) 委託業務

- ・各医療機関へのワクチン等の配送
- ・保冷材の冷凍管理
- ・付属品の梱包作業
- ・保冷バッグの回収、市所有の物品等の返却、その他附帯する作業

### (4) 委託期間

令和5年7月3日から令和6年3月31日まで

ただし、ワクチンの供給量や個別接種の実施状況等により、委託期間を変更する場合があります。

## 2 業務に係る基本事項

### (1) 配送期間

原則として毎週金曜日（祝日を除く）に行うものとする。ただし、個別接種の実施状況や配送数量等によってはこの限りではない。

なお、配送を開始する時期は、令和5年7月7日を予定している。

### (2) 集荷場所

松阪市健康センターはるる（松阪市春日町一丁目19番地）

### (3) 配送先

市が指定する松阪市内及び多気郡3町内の医療機関（令和5年3月31日時点で117医療機関）とする。

なお、配送場所及び数量は、医療機関からのワクチン依頼数に応じて変動する場合があります。

る。また、個別接種実施医療機関の増減があった場合についても柔軟に対応すること。

#### (4) 配送物

品名	梱包	備考
新型コロナウイルスワクチン（バイアル）	保冷バッグ	保冷バッグにはバイアルホルダー、保冷剤を含む。
ワクチン接種シール	保冷バッグ	バイアルとともに市が梱包
希釈用生理食塩水	プラケース等	
希釈用注射針	プラケース等	
希釈用シリンジ	プラケース等	
接種用注射針	プラケース等	
接種用シリンジ	プラケース等	

#### (5) 配送方法

ワクチンの配送は、国又は製薬会社が指示するワクチンの移送に関する取扱事項を遵守し、保冷バッグ及び保冷剤を用いた冷凍輸送（ $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ ）とする。（国及び製薬会社が認める冷蔵輸送（ $5^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ ）は行わない。）

また、注射針等の付属品は、別途等にてワクチン（保冷バッグ）と同時に配送する。

### 3 業務の詳細

#### (1) 配送計画の作成

① 受託者は、市が提供する翌週以降のワクチン配送先医療機関の一覧を基に、国又は製薬会社が指示するワクチンの移送に関する取扱事項を遵守しつつ、配送計画を作成して市に提出すること。

#### (2) 配送に必要な物品

- ① ワクチンの配送に必要な物品のうち保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤、資材用プラケースは、市が所有している物品を使用すること。物品の変更、追加、新たに必要物品が生じた場合は、市と協議すること。
- ② 保冷剤については受託者にて保管・管理するものとし、ワクチン配送日には凍結させた状態で持ち込むこと。凍結に必要な超低温冷凍庫は市が所有するものを使用すること。
- ③ 市が所有している物品は次のとおり

- ・保冷バッグ 216 個
- ・保冷剤 216 セット（保冷バッグ 1 個あたり 4 枚）
- ・バイアルホルダー 216 個
- ・資材用プラケース 186 個
- ・保冷材凍結用超低温冷凍庫 2 台（レマコム社：RSF-200MR）

### （3）付属品等の梱包

- ① 受託者は、市が提供する翌週以降のワクチン配送先医療機関の一覧を基に、市が事前に引き渡す付属品（注射針、シリンジ等）の仕分け、梱包等を行い、ワクチン配送日には保冷バッグとともに持ち込むこと。
- ② 付属品の事前の引き渡しは、市が配送元から受領後に受託者へ連絡し、受託者は市が指定する日時、場所にて受領すること。

### （4）ワクチンの受領

- ① 受託者は、（1）の配送計画に基づき、市が指定する日時及び集荷場所にてワクチンを受領すること。集荷場所には、保冷バッグにバイアルホルダーと保冷剤をセットした状態で持ち込むこと。
- ② 施設内の超低温冷凍庫からのワクチンの取り出し、仕分け、保冷バッグへの梱包は市が行うものとする。

### （5）配送

- ① 受託者は、受領したワクチンを集荷日の当日中にすべて配送するものとし、配送時間帯は概ね午前 8 時 30 分から正午までの間とする。配送計画作成時に正午を過ぎることが明らかな場合はあらかじめ市と協議すること。
- ② 配送日は原則として週 1 回とし、1 回あたりの配送先数は市が指定する医療機関の全数とする。ただし、個別接種の実施状況や配送数量等によってはこの限りではない。
- ③ 配送先では、受領確認書に署名又は押印を徴すること。受領確認をシステムツール化している場合は、それに代えてもよい。また、配送先ごとの受領日、受領時間等を記録・管理すること。
- ④ 配送時には、前回配送した保冷バッグ等の回収を併せて行うこと。
- ⑤ 配送物は破損、紛失することがないように取り扱うこと。特にワクチンが入った保冷バッグの取り扱いについては、国又は製薬会社が指示するワクチンの移送に関する取扱事項を遵守すること。万一、破損や紛失、事故等が生じた場合は直ちに市へ連絡し、指示を受けること。なお、この場合の再配達等の追加業務に係る費用は、受託者が負担すること。
- ⑥ 配送先が不在又は休診の場合は、市へ連絡して指示を受けること。
- ⑦ 配送中の際は、各車両の配送状況を随時確認し、市の求めに応じて報告すること。特に、事故や渋滞、気象状況等により配送に遅れが生じる場合には、速やかに市及び配送

先医療機関へ報告すること。

#### (6) 業務報告

本業務において必要な各報告は次のとおりとする。各種報告書の様式については、受託者の提案により作成するものとし、提出方法は書面又はデータ形式を問わない。

##### ① 日次報告

配送日当日の業務実績を、配送日の翌週中に提出すること。

##### ② 随時報告

配送中の事故など有事の際は、速やかに市へ報告するとともに、その顛末が分かる報告書を作成し、市へ提出すること。

##### ③ 月次報告

前月 1 か月間の業務実績について、毎月 10 日までに提出すること。

#### (7) 業務の実施における諸注意

① 配送にあたっては、事故等の無いように安全確保に努めること。

② 配送物の性質上、特にワクチンについては振動を避け安定した状態で運搬する必要があることを踏まえ、保冷バッグはできる限り揺らさないよう慎重に取り扱うこと。

③ 市から指示がある場合を除き、配送中に保冷バッグの開封はしないこと。

④ 配送中に車両から離れる場合は、必ず車両の窓を閉め、施錠すること。

⑤ 業務従事者は、誠実な対応と安全運転に努めるとともに、業務中は制服の着用と社名及び氏名を記載した名札を身に着けること。

⑥ 集荷場所及び配送先においては、これらの施設による指示に従うこと。

⑦ 配送日に本業務に従事する車両はワクチン配送のみを行うものとし、他の配送業務の物品等の搭載、配送は行わないこと。

⑧ 市が事前に引き渡した付属品については、受託者の事業所等において適切に保管、管理すること。特に注射針の紛失、盗難等には十分に留意すること。

⑨ 市が所有する物品の返却は、市が指定する場所に返却すること。

#### (8) 使用車両

業務に使用する車両は、1 回あたり配送は 10 台（1 台あたり 11 医療機関）を想定しているが、受託者が配送計画に基づいた必要台数を手配すること。

#### 4 委託料の支払い

委託料の支払いについては月払いとし、市は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。なお、配送実績により費用の増減が生じた場合、清算の上、委託料の変更契約を締結するものとする。

#### 5. 個人情報及び情報セキュリティの保護

(1) 個人情報及び機密情報の保護

受託者は、松阪市個人情報保護条例（平成 17 年松阪市条例第 7 号）のほか、個人情報に関する法令、規則等を遵守しなければならない。

(2) 情報漏洩

受託者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項及び情報を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。また、業務終了後、契約解除後及び契約期間満了後も同様とする。

6. 関係法令の遵守

受託者は、市及び多気郡 3 町の条例及び規則のほか、次の関係法令等を遵守すること。

- ・労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ・職業安定法（昭和 22 年 11 月 30 日法律第 141 号）
- ・労働者災害補償保険法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）
- ・雇用保険法（昭和 49 年 12 月 28 日号外法律第 116 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）
- ・貨物自動車運送事業法（平成元年 12 月 19 日号外法律第 83 号）

7. その他事項

(1) 車両に係る費用等の取扱い

車両の管理に必要な費用は委託料に含むものとし、その他業務遂行に要する経費は受託者の負担とする。

(2) 再委託

受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、事前に委託内容及び委託先の名称、その他必要な事項を市に報告し、承認を得ること。なお、再委託に関するすべての責任は受託者が負うものとする。

(3) 受託の条件

人口 10 万人以上の自治体において、ファイザー社新型コロナウイルスワクチンの配送業務受託実績を有すること。

(4) 入札価格の内訳

入札価格内訳書には「配送費用」、「出庫作業費用」及び「その他経費」の税抜価格をそれぞれ記入し、その合計額を入札価格とする。

(5) その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項については、市

と受託者の双方協議の上、定めるものとする。

【連絡先】

松阪市 健康福祉部 健康づくり課 新型コロナワクチン室 渡辺 0598-31-1212